

○フィブリノゲン製剤の納入先医療機関の公表に伴う相談窓口の設置及び肝炎ウイルス
検診の体制整備について

(平成16年10月21日)

(／健感発第1021001号／薬食血発第1021001号／老老発第1021001号／)

(各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管(部)局の長あて厚生労働省健康局結核感染症課長・
厚生労働省医薬食品局血液対策課長・厚生労働省老健局老人保健課長通知)

厚生労働省では、平成14年度から「C型肝炎等緊急総合対策」を実施しており、関係部局が連
携して、検査の呼び掛けや、検査・治療体制の整備等を行っているところである。

こうした動きの一方、過日、内閣府の情報公開審査会(以下「審査会」という。)から、三菱ウ
ェルファーマ社(以下「ウ社」という。)がフィブリノゲン製剤に関して当省に提出した文書の一
部開示決定に関する「答申書」(平成16年2月20日付け平成15年度(行情)答申第617号)が公表さ
れたところである。答申書では、当該製剤に係る緊急安全性情報が配布された昭和63年6月以前
に当該製剤を投与し、又は在庫として保有していたとされる医療機関の名称等は、公にすること
が肝炎ウイルス検査の端緒となり得るため、それにより保護される人の生命、健康等の保護の利
益が、公にしないことによる医療機関の利益を上回るとして、開示すべきとされている。

当省としては、答申書の趣旨を踏まえ、当該製剤に関しては、答申書で開示すべきとされた
469医療機関以外にも多数の納入医療機関(469医療機関を含む7,036医療機関)があることから、
これら7,036医療機関のうち名称等の特定ができたものを公表するとともに、各所に問い合わせ
窓口を設置し、投与された可能性のある方などに「C型肝炎等緊急総合対策」等で整備した検査
体制を利用するよう呼び掛けるなどして、C型肝炎対策の一助とすることとし、平成16年6月29日
付けで、ウ社から納入医療機関のリストの提出を受けたところである。当該リストは、納入医療
機関名、所在地、連絡先に加え、医療機関側のコメント(必要に応じて記載。カルテなし、患者
全員に告知済み等)を付した上、医療機関の確認を経た後、本年中に公表する予定である。

ついでには、公表を契機として総合的な肝炎対策が一層推進されることとなるよう、貴管内市町
村と連携しつつ、下記について御対応いただくようお願いする。

なお、対応に当たっては、「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日付け健総発第25号・健疾発第33号・健感発第24号厚生労働省健康局総務課
長・疾病対策課長・結核感染症課長通知)、「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27
日付け厚生労働省健康局長通知)、「40歳未満者を対象とした肝炎ウイルス検診について」(平成
14年12月18日付け健発第1218004号厚生労働省健康局長通知、医薬発第1218002号厚生労働省医
薬局長通知)、「肝炎ウイルス検診等について」(平成14年4月1日付け老発第0401001号厚生労働
省老健局長通知)及び政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診事業について、御留意願いたい。

また、平成16年9月27日に開催した「フィブリノゲン製剤納入医療機関公表に係る都道府県等
説明会」において、当省から貴都道府県等の担当者に御説明した内容等も踏まえ、各地域の実情
に応じた方策を検討されたい。

記

- 1 元患者の方々等からの相談を受け付ける窓口の設置
- 2 C型肝炎ウイルス感染の可能性が一般の方々より高い方々(フィブリノゲン製剤の投与を受け
た者以外の者を含む。)に対する肝炎ウイルス検診体制の整備及び呼び掛け